

奈良市公報

号外第24号

平成22年 9月30日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市副市長定数条例の一部を改正する条例…………… 1
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 7
- 奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例…………… 8
- 奈良市市長の退職手当の特例に関する条例…………… 8
- 奈良市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例…………… 8

規 則

- 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 11
- 奈良市簡易水道条例施行規則の一部を改正する規則…………… 11
- なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 11

訓 令 甲

- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 12
- 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令…………… 12

条 例

奈良市副市長定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市副市長定数条例の一部を改正する条例
奈良市副市長定数条例（平成19年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年 6月21日揭示済）

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年奈良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「休日等」を「時間外勤務代休時間、休日等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年 6月24日揭示済）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第27号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態

として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。』及び「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。
(平成22年6月24日揭示済)

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第28号

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号」を「第5条」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の市長が規則で定める方法により養育」を「3月以上の期間を経過」に、「当該職員」を「当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。
(平成22年6月24日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第29号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第138の2項中「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同項の次に次のように加える。

138 の3	汚染土壌 処理業許 可更新申 請手数料	土壌汚染対策法第22条 第4項の規定に基づく 汚染土壌処理業の許可 の更新の申請に対する 審査	1件につき 224,000円
138 の4	汚染土壌 処理業変 更許可申 請手数料	土壌汚染対策法第23条 第1項の規定に基づく 汚染土壌処理業の変更 の許可の申請に対する 審査	1件につき 222,000円

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、別表第138の2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成22年6月24日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第30号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第17条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第28条第7項中「10日」を「30日」に改める。

第29条の次に次の2条を加える。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項

を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317

条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第45条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第46条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第60条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第104条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

第155条中「1月」を「30日」に改める。

附則第23条第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第28条の2の3を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第28条の2の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非

課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第28条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第17条第3項、第45条第1項から第4項まで、第46条第2項及び第3項並びに第104条の改正規定並びに附則第23条第1項の改正規定並びに次条第5項及び附則第3条の規定 平成22年10月1日
- (2) 第29条の次に2条を加える改正規定及び第60条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日
- (3) 附則第28条の2の3の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告

書について適用する。

- 2 新条例第29条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 3 平成23年中に新条例第29条の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。
- 4 新条例附則第28条の2の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例第10条、第17条、第45条及び第46条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第101条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）
1,000本につき1,320円

- (2) 新条例附則第23条第1項に規定する紙巻たばこ
1,000本につき626円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第103条第2項、第107条第4項及び第5項並びに第110条の規定を適用する。この場合において、新条例第10条中「第107条第1項若しくは第2項、」とあるのは「奈良市税条例の一部を改正する条例(平成22年奈良市条例第30号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第107条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第103条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第107条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第110条第2項中「第107条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第108条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第107条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

(平成22年 6月24日 揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第31号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
奈良市自転車駐車場条例(昭和59年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年7月31日」を「平成22年10月31日」に改める。

附則

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(平成22年 6月24日 揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第32号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

学研奈良登美ヶ丘 駅西地区地区整備 計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
学研奈良登美ヶ丘 駅西部住宅地地区 整備計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
二名町地区整備計 画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画二名町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
押熊町北地区地区 整備計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画押熊町北地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

学研奈良 登美ヶ丘 駅西地区 地区整備 計画区域	A地区	(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (2) 畜舎(次に掲げるものを除く。)ア ペットとして飼養する犬、
--------------------------------------	-----	---

		<p>猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる建築物</p>		<p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>			
	B地区	<p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (3) 公衆浴場 (4) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる建築物</p>	<p>二名町地区整備計画区域</p> <p>A地区</p> <p>(1) 公衆浴場 (2) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (4) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる建築物</p> <p>B地区</p> <p>公衆浴場</p>	<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。</p>			
<p>学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区整備計画区域</p>		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (2) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅 ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） (3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所 (4) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所 (5) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号のア、イ、カ及びキ、第4号並びに第9号に掲げる建築物</p>	<p>押熊町北地区地区整備計画区域</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (2) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所 (3) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所 (4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号のア、イ、カ及びキ、第4号並びに第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のウ及びエに掲げるものを除く。）</p>	<p>別表第3の2に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="829 1993 1436 2083"> <tr> <td data-bbox="829 1993 973 2083">学研奈良登美ヶ丘駅西</td> <td data-bbox="973 1993 1093 2083">A地区（指定容積</td> <td data-bbox="1093 1993 1436 2083">次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数</td> </tr> </table>	学研奈良登美ヶ丘駅西	A地区（指定容積	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数
学研奈良登美ヶ丘駅西	A地区（指定容積	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数					

地区地区整備計画区域	率が10分の30の区域に限る。)	値 (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上の場合 10分の30 (2) 敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 敷地面積の数値(単位は平方メートル)から500を減じた数値に50分の1を乗じ、当該乗じて得た数値に10分の20を加えた数値 (3) 敷地面積が500平方メートル未満の場合 10分の20
------------	----------------------	---

別表第4に次のように加える。

学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区整備計画区域	200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家
二名町地区整備計画区域	200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
押熊町北地区地区整備計画区域	200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家

別表第5に次のように加える。

学研奈良登美ヶ丘駅西部地区地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(歩行者専用道路を含む。)までの距離は、1メートル以上とする。	—
-----------------------	---	---

二名町地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	—
-------------	--	---

別表第6に次のように加える。

学研奈良登美ヶ丘駅西部地区地区整備計画区域	A地区	20メートル。ただし、25メートル高度地区内にある敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物を除く。
-----------------------	-----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年 6月24日 揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第33号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第30条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第49条の2の次に次の1条を加える。

(個室型店舗の避難管理)

第49条の3 個室型店舗(カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。以下この条において同じ。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗及びこれらに類するものをいう。)の当該個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の3第1項の改正規定は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置工事がされている燃料電池発電設備(固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。)のうち、この条例による改正後の奈良市火災予防条例(以下「新条例」という。)第9条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、新条例第49条の3の規定に適合しないものに係る個室(これに類する施設を含む。)に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年5月31日までの間は、適用しない。

(平成22年6月24日揭示済)

奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第34号

奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例

奈良市立高等学校における授業料(以下「授業料」という。)については、奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(昭和61年奈良市条例第9号)の規定にかかわらず、これを徴収しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成22年度以後の年度分の授業料について適用し、平成21年度以前の年度分の授業料については、なお従前の例による。

(平成22年6月24日揭示済)

奈良市市長の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第35号

奈良市市長の退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の退職手当の特例について定めるものとする。

(市長の退職手当の特例)

第2条 平成21年7月31日において市長の職にあった者(以下「市長」という。)の同日を含む任期(以下「任期」という。)に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給

与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第7条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、市長が退職した日限り、その効力を失う。

(平成22年6月24日揭示済)

奈良市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第36号

奈良市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

奈良市違法駐車等の防止に関する条例(平成6年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「若しくは第49条の2第3項」を「、第49条の3第3項若しくは第49条の4」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年6月25日揭示済)

規 則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第6号中「年度」の次に「(4月1日から翌年の3月31日までをいう。第2項第4号において同じ。)」を加え、同条第2項第4号中「又は」を「若しくは」に、「子の世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話」を加え、「(4月1日から翌年の3月31日までをいう。第6号において同じ。)」を削り、「5日」の次に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げる者(イ及びウに掲げる者にあっては、非常勤嘱託職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障のある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話を行う非常勤嘱託職員が、当該世話を行うために勤務しないことが

相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤嘱託職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 非常勤嘱託職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤嘱託職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則第15条の2第2項第4号の休暇については、この規則による改正後の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則第15条の2第2項第4号の休暇として使用されたものとみなす。
(平成22年6月24日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第65号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を加え、同号後段として次のように加え、同項を同条第1項とする。

この場合において、条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と条例第8条の2第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第9条の4第2項第2号及び第3号中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第3項第4号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第2項第5号」を「第1別記第1号様式中

1 請求に係る子

項第5号」に改め、同項を同条第5項とする。

第9条の5中「第3項第4号並びに前条第3項第4号及び第4項」を「第1項並びに第3項第4号及び前条第3項」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第4項」に、「第8条の2第2項」を「第8条の2第2項及び第3項」に、「同条第2項」とを「同条第3項」と、「ならない。この場合において、第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と、第8条の2第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」とに改める。

別表第2第20号中「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「5日」の次に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)」を加え、同表中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次のように加える。

21 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年度において5日(その要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2第20号の休暇については、この規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2第21号の休暇として使用されたものとみなす。
(平成22年6月24日揭示済)

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第66号

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削る。

第5条中「第5条第2号」を「第5条」に改める。

2 請求者以外の子の親

氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	
氏名	
続柄	
生年月日	年 月 日生

に、

「3 請求の内容」を「2 請求の内容」に、「4 請求期間」を「3 請求期間」に、「5 _____」を「4 _____」に、「6 備考」を「5 備考」に改め、同様式（注）第2項中「4 請求期間」を「3 請求期間」に改め、同様式（注）第3項中「する場合」の次に「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2第8項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を加える。

別記第2号様式中

同居しなくなった 負傷・疾病 その他（ _____ ）

休業に係る子を配偶者が養育できることとなった _____ を

休業に係る子が死亡した _____ 」

同居しなくなった 負傷・疾病 託児できるようになった

その他（ _____ ） _____ に改める。

休業に係る子が死亡した _____ 」

別記第3号様式中「奈良市長 様」を「 _____ 様」に、

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄	子	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	
氏名	
続柄	
生年月日	年 月 日生

に、

「3 請求期間 及び時間」を「2 請求期間 及び時間」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式（注）第2項を削り、同様式（注）中第3項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成22年6月24日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第67号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「10日」を「30日」に改める。

別記第128号様式中「1月」を「30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成22年 6月24日揭示済）

奈良市簡易水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6月24日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第68号

奈良市簡易水道条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市簡易水道条例施行規則（平成17年奈良市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「漏水」を「地下漏水」に、「理由」を「事由」に、「認定する月の前3回又は前年同期における」を「当該事由が発生し、又は発生したと推定される日の属する月の前4箇月の平均使用水量又は当該計量月の前年同月の」に改める。

第22条第1項第1号を次のように改める。

(1) 同一の給水装置（メーターの口径が13ミリメートルから25ミリメートルまでのものに限る。）を使用する使用者において、使用者の属する世帯のすべての世帯員に係る前年（前年の所得が判明しない場合にあっては前々年）中の合計所得金額（非課税所得を含む。）が125万円と33万円に当該世帯に属する者の数から1を減じた数を乗じて得た額との合計額以下である場合の料金。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯に属する場合を除く。

第22条第1項第3号を次のように改める。

(3) 使用者の善良な管理者の注意をもって管理したにもかかわらず、メーターの下流側の給水装置等が破損等したことにより地下漏水等した場合の料金

第22条第1項第4号中「その他特別な」を「特別な」に改め、同条第2項中「者」の次に「（次項において「申請者」という。）」を加え、「簡易水道納付金減免申請書を」「簡易水道納付金減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項第1号の規定に該当する場合における料金の減額

の額は、基本料金の2分の1に相当する額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。

3 第1項第3号の規定に該当する場合における料金の減額の額は、別に定める算出方法により算出するものとする。

第22条に次の1項を加える。

5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成22年 8月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の奈良市簡易水道条例施行規則第22条第4項及び第5項の規定は、平成22年 7月1日から施行する。

（平成22年 6月24日揭示済）

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6月25日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第69号

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則等の一部を改正する規則

（なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部改正）

第1条 なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成22年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号イ中「第9条各項若しくは第10条各項」を「第10条第1項から第3項若しくは第16条第1項から第3項まで」に、「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第56条第1項」を「第68条第1項」に改める。

（奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改める。

（奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則（平成17年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成22年 6月25日揭示済）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように別記第12号様式中

定める。

平成22年6月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

20	その他市長が特に必要と認めた場合	
----	------------------	--

を

20	短期 介護	要介護者の氏名	生年月日 年 月 日
		職員との続柄	同居・別居
21	その他市長が特に必要と認めた場合		

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の奈良市職員服務規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成22年6月24日揭示済)

奈良市訓令甲第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程（平成5年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中マをミとし、ホの次に次のように加える。

マ 短期介護休暇 短期介護

附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

(平成22年6月24日揭示済)